# 交換用マフラー等に関する自動車 騒音問題の現状

環境研究領域 上席研究員 田中 丈晴



# 背景及び本発表の目的

- ① 使用過程車において消音器(マフラー)を交換する改造が行われた場合、一部においては、新車時の加速走行騒音、定常走行騒音を大幅に上回り、道路交通騒音の一層の悪化を招くとともに、周辺住民の騒音苦情の大きな原因となる。
- ② しかしながら、交換用マフラーの装着実態、一般の道路 交通における装着車両の走行状況、騒音の実態等については、これまで殆ど明らかにされていない。
- ③ 本発表では、交換用マフラーの装着実態、道路交通における装着車両の混入率、騒音意識調査、欧州での規制状況等の各調査例をもとに、騒音の実態について述べる。



# 概要

- 1. 「交換用マフラー」と現行騒音規制
- 2. 装着・公道走行の実態と騒音意識
- 3. 装着による自動車騒音変化の特徴
- 4. 欧州での規制の仕組みと問題点
- 5. まとめ

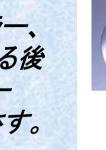


# 1. 「交換用マフラー」と現行騒音規制

# 「交換用マフラー」とは?

#### ・「交換用マフラー」

新車時に、装着されている標準マフラー(正規マフラー、 オリジナルマフラー、純正マフラー)に替えて、装着する後 付けマフラーのこと。標準マフラー以外の市販マフラー (ディーラーオプション含み)や改造されたマフラーをさす。 (現在、構造変更届け出は不要)





#### 「違法なマフラー」

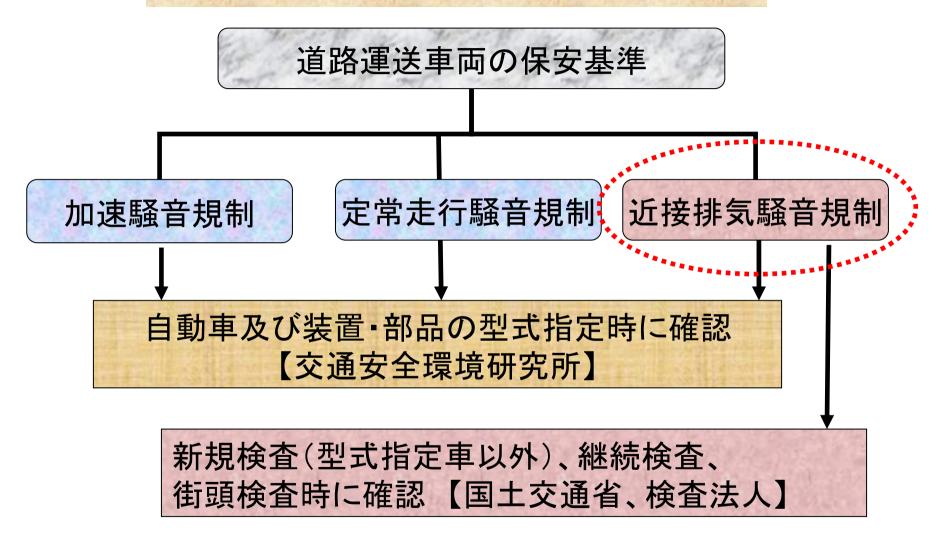
道路運送車両の保安基準第30条に適合しないもの。

#### 「不適切なマフラー」

違法ではないが、走行時に騒音が大きくなるもの。



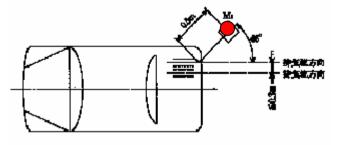
# 自動車に適用される騒音規制



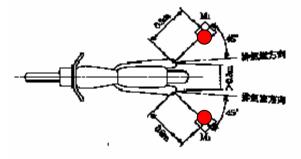


# 近接排気騒音の規制値と試験法の概要

自動車の種別		規制値 (dB)			
			加速	定常	近接排気
乗用車 (乗車定員10人以下)		76	72	96 リアエンジ ンの場合 100	
二輪車	小型二輪	排気量 0.25 L を越えるもの	73	72	94
	軽二輪	排気量 0.125 L を越え、0.250 L 以下	73	71	94
原動機 付自転 車	第二種	排気量 0.050Lを越え、 0.125L以下	71	68	90
	第一種	排気量 0.050L以下	71	65	84



試験エンジン回転数; O. 75S(四輪)



試験エンジン回転数; O. 5S(二輪)

S:最高出力時エンジン回転数

マイク地上高;排気口高さ(●)



# 2. 装着・公道走行の実態と騒音意識

### 交換用マフラーの装着状況の調査例

マフラー 種類	調査対象地域 (有効回収数)	調査時期	調査元
二輪車	首都圏内の一般市街地、主要ターミナル駅周辺(3,212サンプル)	2003年7月 ~同8月	(社)自動車工業会
四輪車	東京都・神奈川県内のオフィス街、 主要ターミナル駅、大規模施設・公 園周辺エリア(1,200サンプル)	2005年2月~同3月	環境省

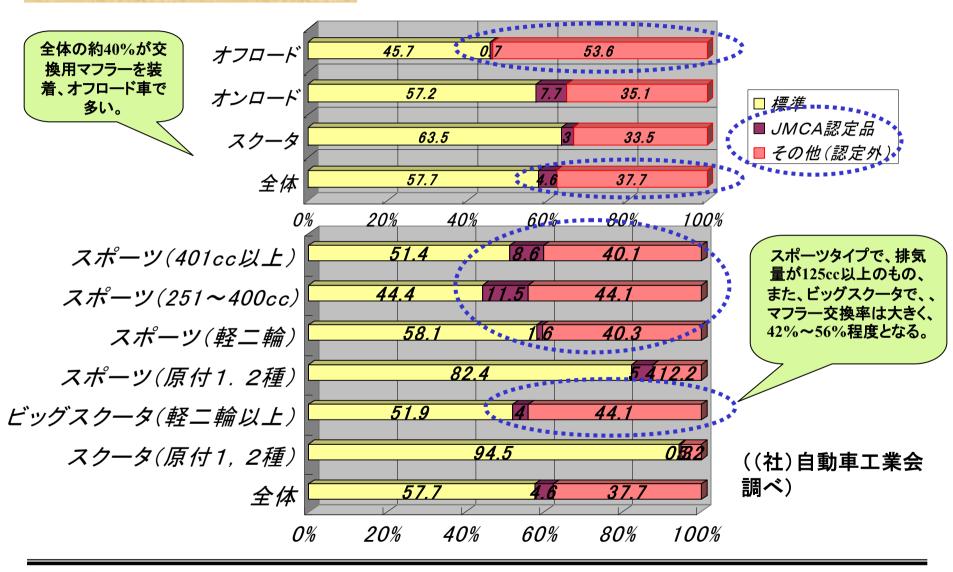
#### 調查方法;

- ・ディジタルカメラによる駐車車両のマフラーの撮影
- ・撮影画像に基づく目視による識別



# 調査結果(二輪車)

#### 二輪車の車種別マフラー交換率(上)、 車種別・排気量別マフラー交換率(下)



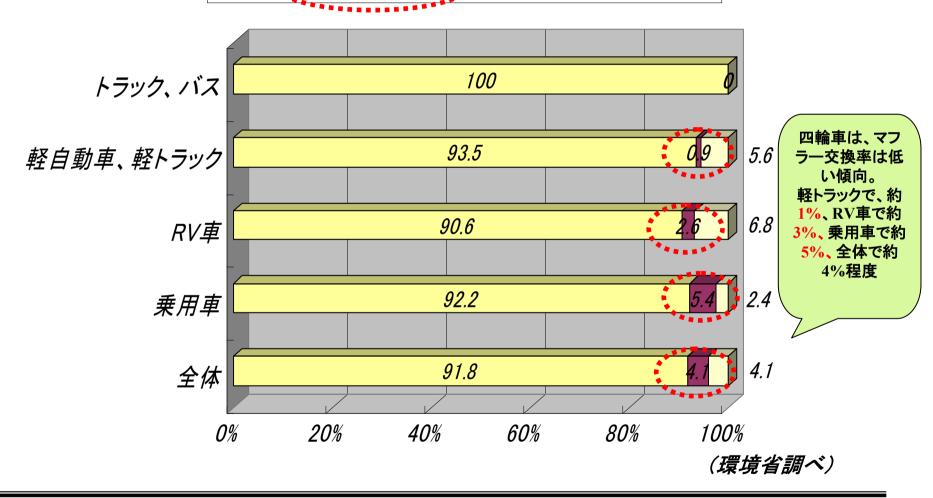


# 調査結果(四輪車)

## 車種別マフラー交換率

(※交換用マフラー; JASMA認定・認定外を含む)

□標準 交換用マフラー 判別不能(画像不鮮明)





# 公道走行の実態と騒音意識調査結果

#### 交換用マフラー装着車(※)の道路交通混入率等の調査例

調査地域	調査期間	騒音意識調査	調査元
都道14号線(東 八道路) (調布市深大寺 東町)	①平成14年5月3 0日~6月1日 ②平成15年1月2 3日~26日	①と同期間に、 沿道40地点の住 居地域にて実施	国交省、 交通研、(財)日本自 動車輸送技術協会
国道1号線 (横浜市神奈川 区三ツ沢)	③平成15年12月 4日~12月7日	なし	環境省、 (社)自動車技術会、 神奈川工科大学

(※) 交換用マフラーを装着していなくても、整備不良等により不適切な騒音を発生している車両も含む。



# 交通量の測定方法



夜間でも撮影可能な レンズを装着した CCDカメラ

2本のマイクロホンを 人間の両耳間と同じ くらいの距離(約20cm) に離して設置

ハードディスクレコーダ



# 交通量の調査方法

画像から車種を判定し、通過台数をカウントする。

#### (車種分類)

- 乗用車類(ワゴン車を含む)
- 〇 小型トラック
- 〇 大型車類(中型含む)
- 〇 二輪車

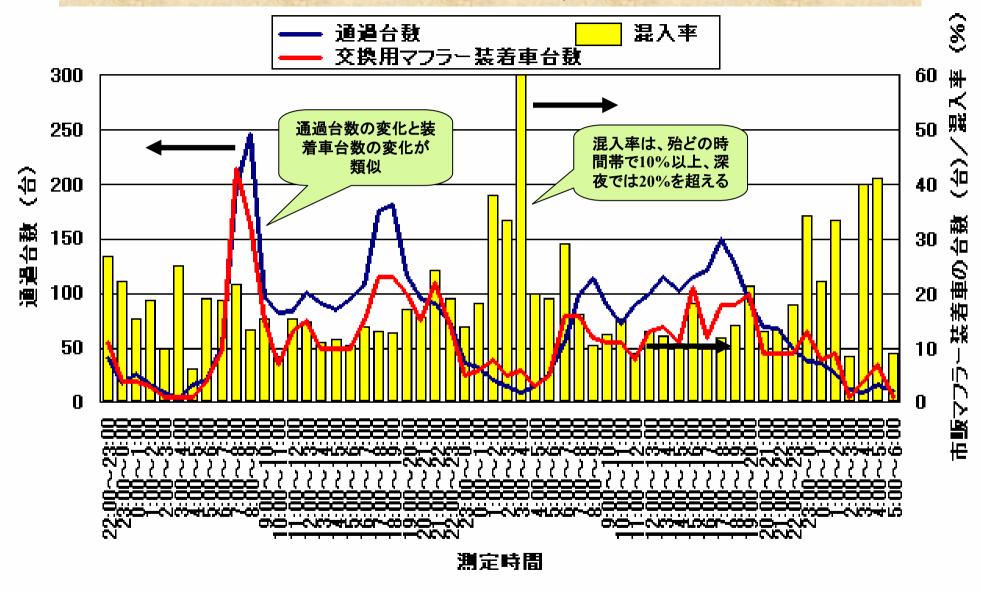
# 交換用マフラー装着車 の台数調査方法

通過騒音から交換用マフ ラー装着車であるか否かを調 査員(3名)が判定する。

- 〇 事前に交換用マフラー装着車の 排気騒音を聞かせ判断基準を提示
- 〇 騒音のみでの判定は困難、排気 騒音の大きい車両をカウントする。
- 〇 1時間毎に集計

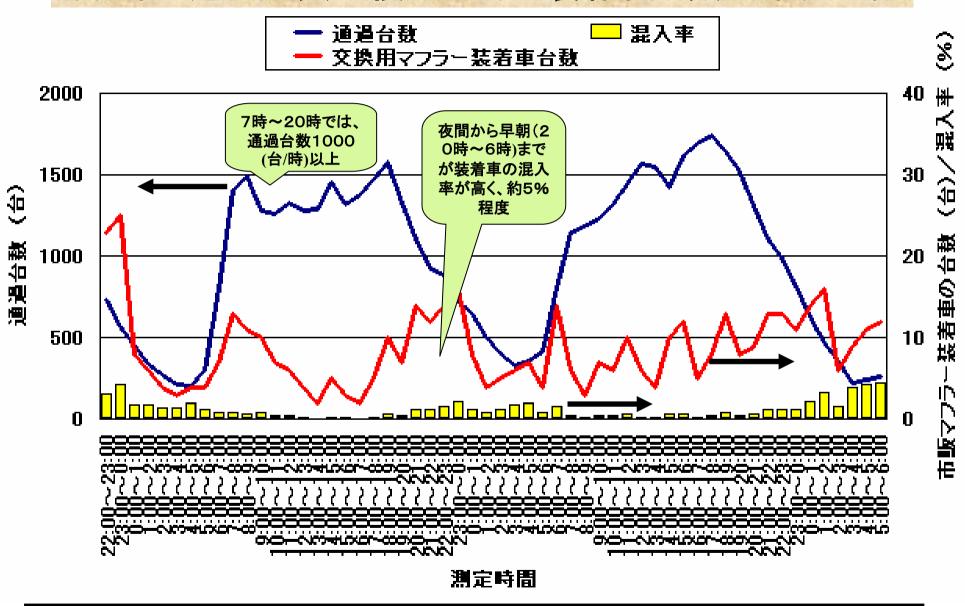


#### 二輪車の通過台数、交換用マフラー装着車台数、同車混入率



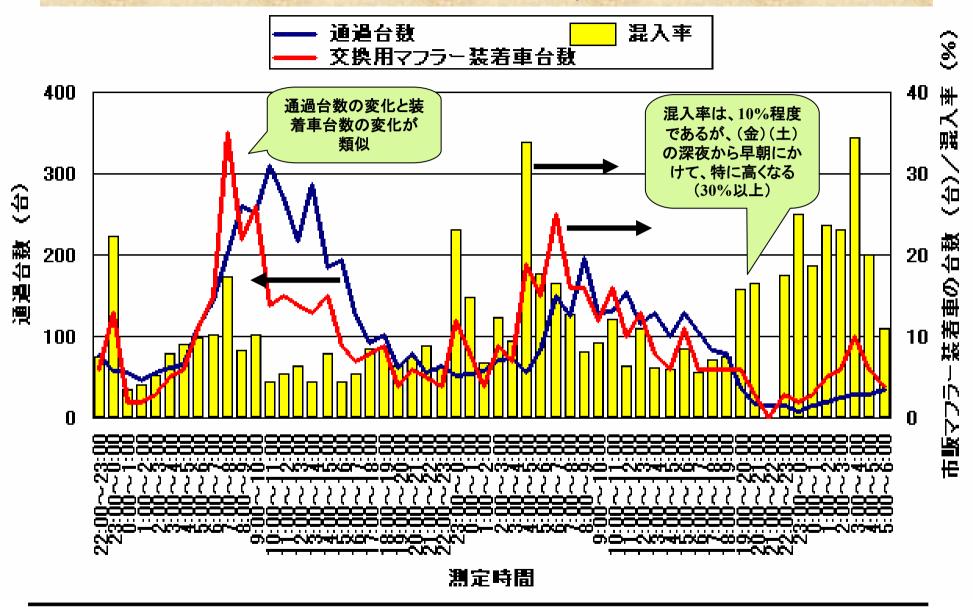


#### 乗用車の通過台数、交換用マフラー装着車台数、同車混入率



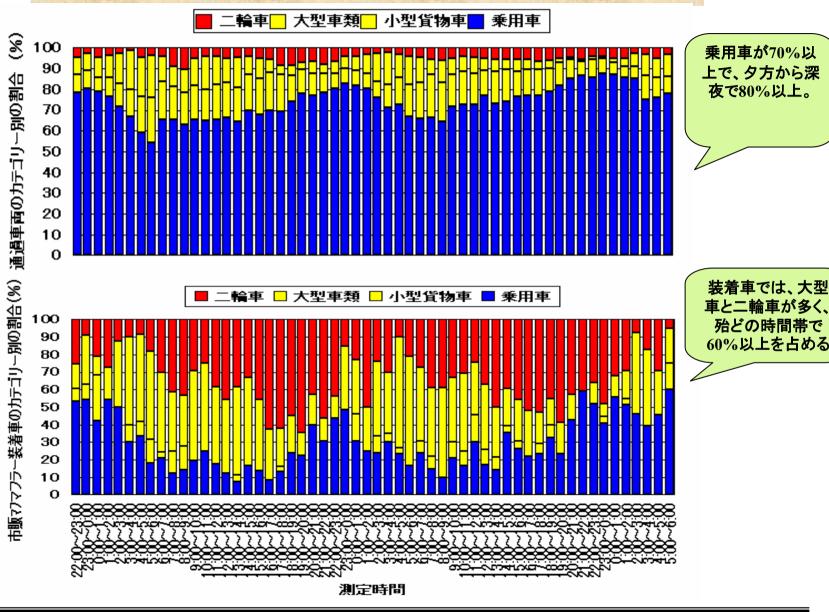


#### 大型車類の通過台数、交換用マフラー装着車台数、同車混入率





#### 交換用マフラー装着車両のカテゴリー別の割合





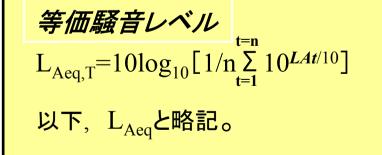
# 沿道騒音の測定位置と測定騒音レベル



騒音レベルの サンプル値 最大騒音レベル L<sub>At</sub> 上<sub>max</sub> 実測時間(サンプル数:n) (T:1 hour)

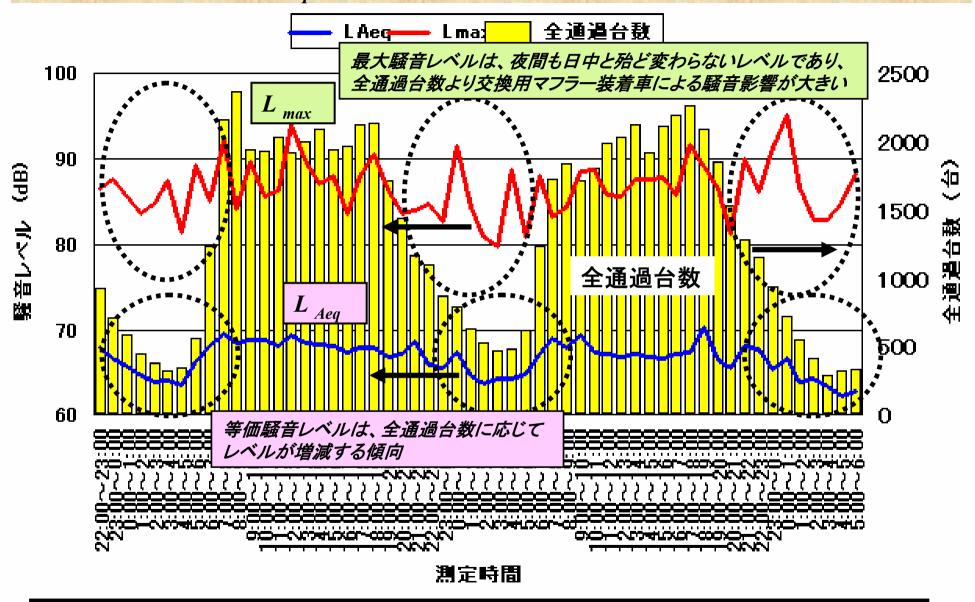
マイクロホン位置 路面からの高さ:2.54m

一番手前の車線中心までの距離:9.065m





# 等価騒音レベル $(L_{Aeq})$ 、最大騒音レベル $(L_{max})$ の変動傾向の比較





# 住居地域へのアンケートによる騒音意識調査

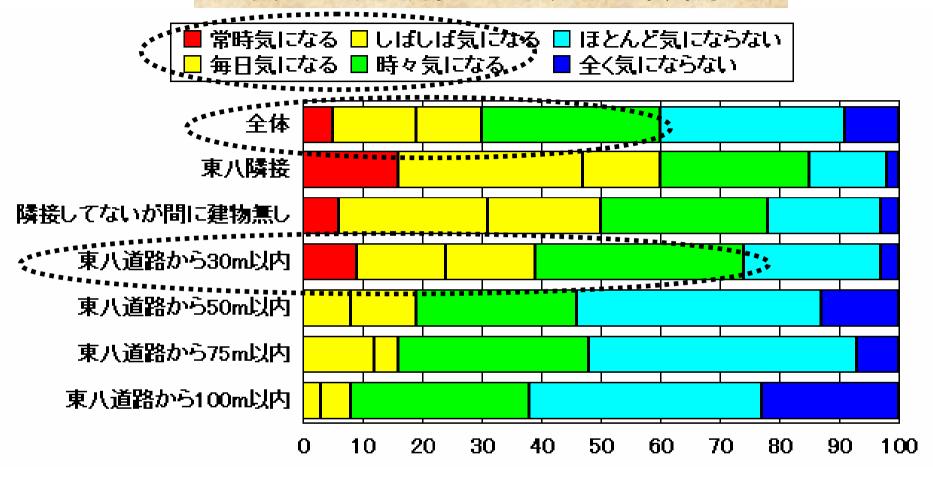
- 調査方法 訪問留置方式
- 調査期間 平成14年5月30日~6月1日 (交通量調査期間と同じ)
- 調査対象

東八道路(久我山~甲州街道までの14kmの区間内)沿線から100m以内に居住している方(20歳~69歳の方)

- ●配布数;440名
- ●回収数;431名(回収率98%)



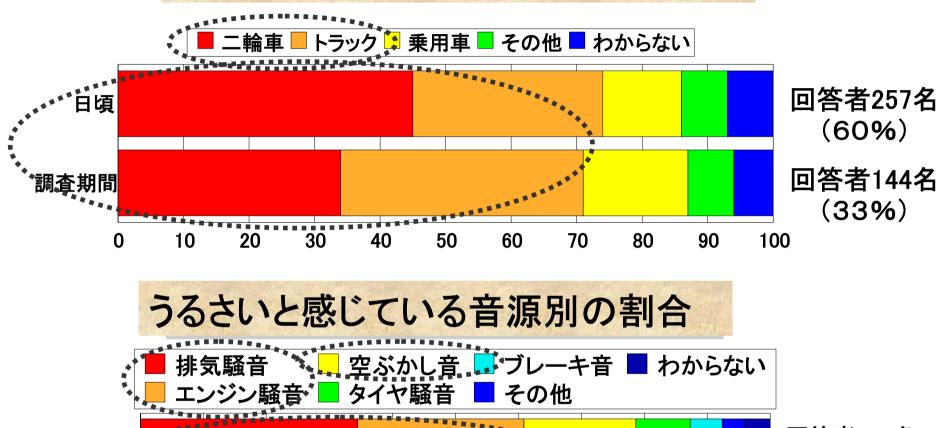
# 日頃の交通騒音に対する意識調査

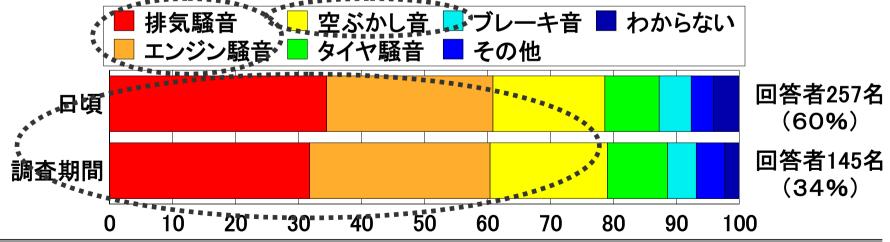


日頃、東八道路の騒音が気になると回答した人は全体の60%にのぼり、 東八道路から30m以内に居住している人たちは70%が騒音が気になると 回答した。



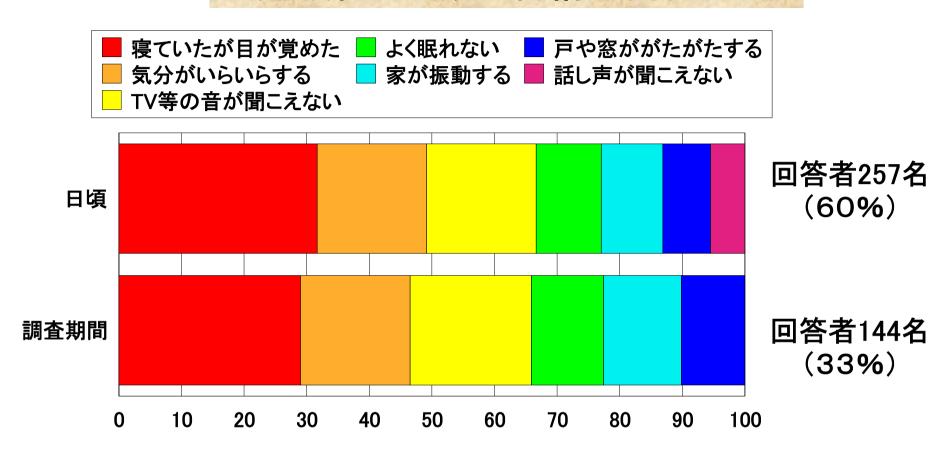
# うるさいと感じている車種別の割合







# 交通騒音に対する苦情の割合



調査期間中は、日頃に比べると騒音は小さく静かであったと考えられるが、苦情はあがっている。日頃は、更に苦情が多くなるものと推察される。



# 3. 交換用マフラー装着による自動車騒音変化

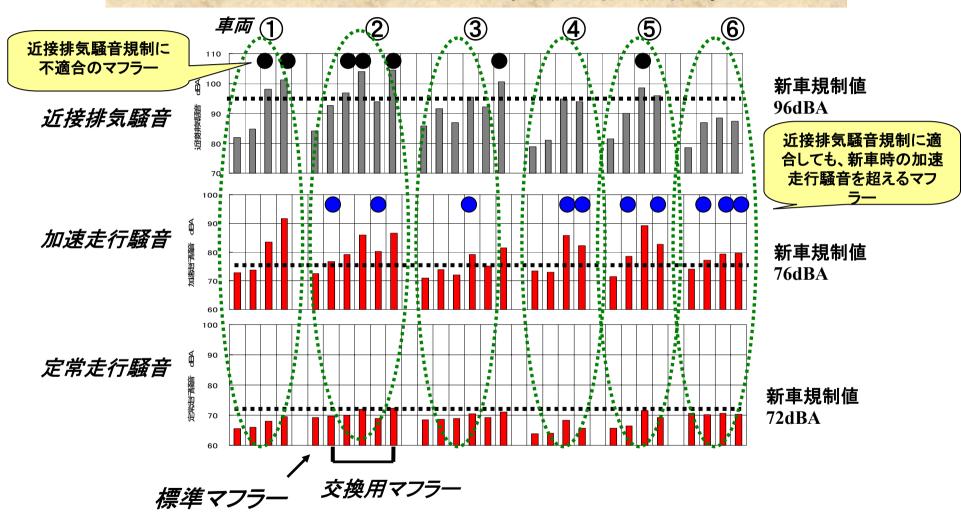
標準マフラーから交換用マフラーに変更した場合の乗用車及び二輪車の騒音(加速走行騒音、近接排気騒音)の変化について、試験車両23台、交換用マフラー75種類を調査。 (国土交通省、(社)自動車工業会)

試験車両	乗用車	二輪車	
標準マフラー(本)	19	4	
交換用マフラー(本)	63	<i>12</i>	
	(インナーサイレンサ 等の脱着条件含む)		
合 計	82	16	



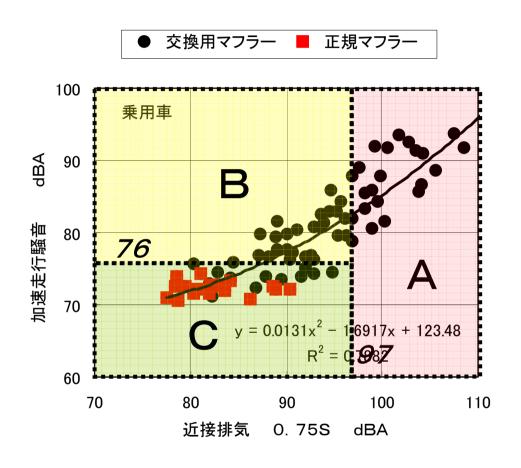
#### 交換用マフラー装着前後の各騒音レベルの比較

#### 一乗用車(6台)に関する試験結果一





# 近接排気騒音と加速走行騒音との相関(乗用車)



近接排気騒音と加速走行騒音と の相関関係は概ね認められるが 各騒音バラツキは10dB程度ある

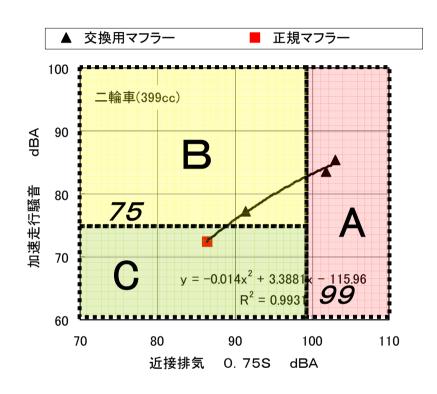
Aゾーン=「違法なマフラー」 ;近接排気騒音の規制値を超える

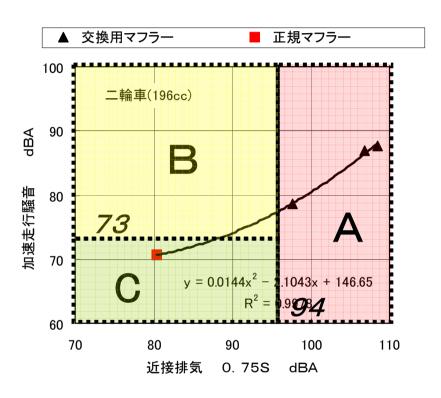
Bゾーン=「不適切なマフラー」 ;近接排気騒音の規制値を超え ないが、新車時の加速走行騒音 規制値を超える

H12年度、13年度国交省・自動車工業会調査データ



# 近接排気騒音と加速走行騒音との相関(二輪車)

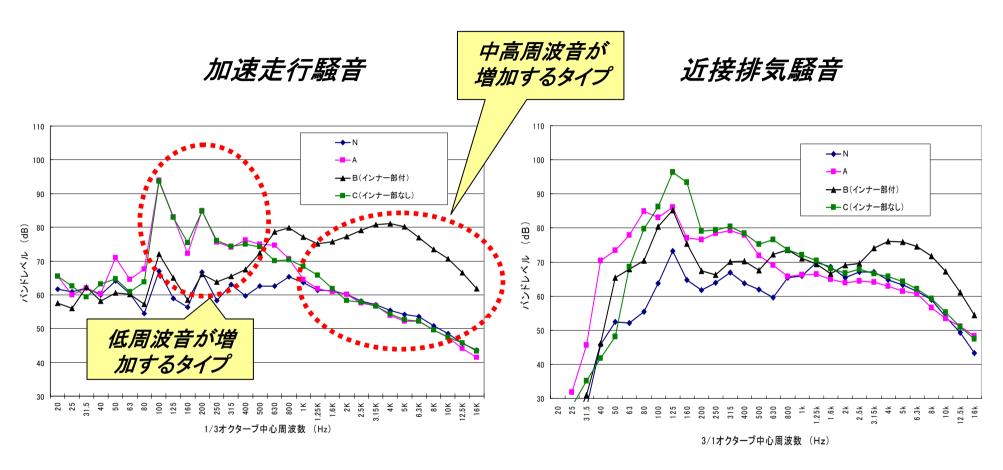




H12年度、13年度国交省・自動車工業会調査データ



# Bグループの車両騒音(加速、近接)の周波数分析結果の例



乗用車(2,400cc)



# 4. 欧州での規制のしくみと問題点

#### ECE規則にみる交換用マフラー認証制度のしくみ





(排圧規定、繊維性材料の劣 化試験規定有り)

標準マフラー装着時(測定値; Lacc, Lexh)

(加速走行騒音)

(近接排気騒音)

Lacc ≤ [Lacc] +3dB, & ≤加速騒音規制値 > 認証値 Lexh ≤ [Lexh] +3dB

#### 交換用マフラー装着時(測定値; Lacc', Lexh')

(加速走行騒音)

Lacc'  $\leq$  [Lacc], or  $\leq$  Lacc

(近接排気騒音)

Lexh'  $\leq$  [Lexh], or  $\leq$  Lexh



認証マークの刻印



# 欧州各国にみる交換用マフラー規制の現況と問題点

	France	Germany	Italy	Netherland	UK 🧌
交換用マフラー認 証の実施	二輪・四輪	二輪•四輪	なし	二輪•四輪	二輪のみ
未認証マフラーの 使用	禁止	禁止	未規制	禁止	禁止
路上取締り、 (方法)	有、(定置試験)	有、(聴感、認証機関へ)	有、(定置試験)	有、(定置試験)	有、(警察判断、 試験なし)
現状の問題点	最も重大な問題は、 <i>二輪とモへッ</i> ルこついてである。	PTWsの4%が、不正または大音を発するマフラーを装備。約2%のPTWsは、欠陥あり。バイカーの会合で、PTWsの75%以上は、大音を発生。	公道を走ってい る <i>二輪車の50%</i> は、未認可の交 換用マフラー)を 装備。	<i>モペット:70%、</i> 二 <b>輪:30%、</b> 四輪:3%	明らかに <b>うるさい</b> <i>消音装置をつけて</i> <i>いる四輪・二輪</i> が 存在する

(国土交通省委託 、(独)交通安全環境研究所調べ)

欧州での問題点の整理(IMMA '96Report、MOTORCYCLE NOISE:THE CURIOUS SILENCE参照)

- ・警察による路上取締りの詳細な法規制の不備
- ・取り扱いが簡便な測定装置及び熟練者の欠如
- ・ 車両装置のチェックが可能なマーキングのデータバンクが未整備等



### 5. まとめ

#### 交換用マフラーの装着状況と公道走行の実態を明らかにした。

- ① マフラーの交換率は、都市部の調査で、四輪車よりも二輪車に多く、50%前後である。
- ② 都道14号線の調査結果では、二輪車と大型車類は、交換用マフラー装着車両の60%以上を占め、殆どの時間帯で混入率は10%程度を示すが、夜間から早朝に特に高くなる傾向を示す。
- ③ 乗用車は、全通過台数の70%以上を占めるが、交換用マフラー装着車両の混入率は夜間から早朝に高く、約5%程度である。
- ④ 居住者への騒音意識調査結果から、うるさいと感じている車種は、二輪車とトラック(回答者の約70%)、音源は、エンジン・排気騒音、空ふかし騒音(回答者の約80%)である。



- ⑤ 道路端での騒音測定結果から、等価騒音レベルは、通過台数が減少する夜間に約63~65dB程度まで低くなるが、最大騒音レベルは、約80~95dBで夜間も日中と殆ど変わらない。
- ⑥ 交換用マフラーの装着によって、近接排気騒音規制値を超えるもの(Aゾーン)と規制値を超えないが新車時の加速走行騒音 規制値を超えるもの(Bゾーン)が存在することが認められた。
- ⑦ 交換用マフラー認証制度を実施している欧州でも、二輪車の騒音が問題となる状況が存在する。



以上の結果から、

交換用マフラー装着車の混入率が高い二輪車及びトラックの走行が、交通騒音の苦情につながっていることが考えられる。また、交換用マフラーの装着によって、現行の近接排気騒音規制のみでは排除できない「不適切なマフラー」も存在することが認められた。

今後、基準適合の優良な交換用マフラーの普及促進策等の確立に向けて、国交省・環境省合同で設置されている「自動車排気 騒音対策検討会」と連携しつつ、引き続き調査検討を継続していく予定である。

